

『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』 増刷に伴う修正一覧 [最新:第4版(2025年2月13日発行)まで]

2021年5月24日に発行しました『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』第2版において誤りがありました。
深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	一	正	修正した内容の説明	修正版
32	障害者福祉概論 (3)相談支援 ②地域移行支援	各障害福祉サービス事業所への 動向 支援等を行う	→	各障害福祉サービス事業所への 同行 支援等を行う	動向→同行	第4版 2025.2.13発行
8	「手話通訳の心構え」 表1 上19段目 表1 下4段目	199 4 (平成 6)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入 20 12 (平成 24)年 道路交通法の改正により条件つきで	→	199 5 (平成 7)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入 20 08 (平成 20)年 道路交通法の改正により条件つきで	「1994(平成6)」→「1995(平成7)」に訂正 「2012(平成24)」→「2008(平成20)」に訂正	
32	「障害者福祉概論」 (2)訓練等給付の 囲み 上4行目	③就労継続支援(A型・雇用型、B型・非雇用型):一般企業での就労が困難な人に、 一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	→	③就労継続支援:一般企業での就労が困難な人に 働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型、結ばないB型がある。	修正	
43	左段上7行目	『 手話通訳制度調査検討報告書 』(1985(昭和 60)年)にある手話通訳士の専門性	→	『 手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 』(1988(昭和 63)年)にある手話通訳士の専門性	報告書名の修正	
45	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」 右段下11行目	(3) 手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 19 88 (昭和 63)年には、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)公認の手話通訳士資格認定制度創設に向け「 手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 」(以下、報告書	→	(3) 手話通訳制度調査検討報告書 19 85 (昭和 60)、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)手話通訳制度創設に向け「 手話通訳制度調査検討報告書 」(以下、報告書	報告書名の修正	第3版 2023.6.22発行
46	左段上7行目	ただし、「手話通訳士」は設置場所、地域等により、上記①②以外の業務を行うことも考慮する必要があります。	→	(削除)	文の削除	
54	「ことばの仕組みⅡ 音声言語」 右段上22行目 右段下5行目	「今日(きょー)」は拗音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2 音節 になります。 雨(高低)一 飴(低高)、箸(低高)一 橋(高低) (共に標準的なアクセント)	→	「今日(きょー)」は拗音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2 拍 になります。 雨(高低)一 飴(低高)、箸(高低)一 橋(低高) (共に標準的なアクセント)	「音節」→「拍」に修正 「箸(高低)一橋(低高)」に修正	
56	左段上19行目	長い きれい	→	長い	「きれい」を削除	

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	一	正	訂正した内容の説明	修正版
24	図1 地域生活支援事業の囲み 右側上2行目	専門性の高い意思疎通支援を行う者の 要請 ・派遣	→	専門性の高い意思疎通支援を行う者の 養成 ・派遣	「要請」→「養成」に訂正	
33	「障害者福祉概論」 2 地域生活支援事業の7行目 2 地域生活支援事業の14行目	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、 意 志 疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の 意 志 疎通を仲介する ④情報・ 意 志 疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	→	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、 意 識 疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の 意 識 疎通を仲介する ④情報・ 意 識 疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	「意志」→「意思」に訂正 「意志」→「意思」に訂正	第3版 2023.6.22発行
39	「ソーシャルワーク概論」 右段上16行目	バウンダリーとは支援者と 非 支援者の関係における境界線	→	バウンダリーとは支援者と 被 支援者の関係における境界線	「非支援者」→「被支援者」に訂正	
44	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」 右段下15行目	手話通 訳 技能認定試験	→	手話通 訳 技能認定試験	「訳」を追加	
68	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」 表2 5行目	文化的 感意 や	→	文化的 相違 や	「総意」→「相違」に訂正	